

福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和5年2月2日

大磯町国民健康保険条例の一部改正について

資料

改正概要	1
健康保険法施行令等の一部を改正する政令の改正内容	1
大磯町国民健康保険条例の一部を改正する条例の改正内容	1

町民課

大磯町国民健康保険条例の一部改正について

1 改正概要

出産育児一時金の支給額の見直しを行う健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布が、令和5年1月下旬に予定されています。

これに伴い、大磯町国民健康保険条例の一部改正を行う予定です。

2 健康保険法施行令等の一部を改正する政令の改正内容

出産育児一時金の支給額が、現行42万円から50万円に見直されます。

	改正案	現行
支給額	50万円	42万円

3 大磯町国民健康保険条例の一部を改正する条例の改正内容

(1) 国民健康保険の出産育児一時金の支給額について

出産育児一時金の支給額を、健康保険法施行令の一部改正に合わせ、現行42万円から50万円とするものです。

	改正案	現行
支給額	50万円	42万円

(2) 施行予定日

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行日に合わせ、令和5年4月1日から施行します。